

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	カクヨウリベラルアーツカレッジ グローバル エデュケーション ジャパン 学校法人 C2C Global Education Japan								
フリガナ大学の名称	ヤマシカクインダウチ 山梨学院大学 (Yamanashi Gakuin University)								
大学本部の位置	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号								
大学の目的	本大学は、法令の定めるところに従い、法学、経営学、栄養学、国際リベラルアーツ及びスポーツ科学の分野の教育研究を通じて、広い国際的視野を持ち実践的な知識と技能を備え、創造力と行動力を発揮して理想の未来を創る人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	<p>本学の教育理念である、「山梨学院大学は 広い国際的視野を持ち 実践的な知識と技能を備え 創造力と行動力を発揮して 理想の未来を創る人材を育成する」を達成するため、以下のとおり収容定員を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学部法学科は入学定員を240名から60名減員して180名とし、収容定員を720名とする。 ・経営学部経営学科は入学定員を330名から30名増員して360名とし、収容定員を1,440名とする。 ・健康栄養学部管理栄養学科は3年次編入学定員を10名から10名減員して0名とし、収容定員を160名とする。 ・国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科は入学定員を50名から30名増員して80名とし、3年次編入学定員を0名から10名増員し、収容定員を340名とする。 <p>なお、本学全体の入学定員は860名、収容定員は編入学定員を含め3,460名であり、収容定員変更の前後で入学定員及び収容定員の増減は伴わない。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	法学部 【Faculty of Law】	年	人	年次 人	人			年 月 第 年次	
	法学科 【Department of Law】	4	180 (240)	—	720 (960)	学士(法学) 【Bachelor of Law】	法学関係	令和7年4月 第1年次	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号
	経営学部 【Faculty of Business Administration】	年	人	年次 人	人			年 月 第 年次	
	経営学科 【Department of Business Administration】	4	360 (330)	—	1,440 (1,320)	学士(経営学) 【Bachelor of Business Administration】	経済学関係	令和7年4月 第1年次	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号
	健康栄養学部 【Faculty of Health and Nutrition】	年	人	年次 人	人			年 月 第 年次	
	管理栄養学科 【Department of Nutrition】	4	40 (40)	—	160 (180)	学士(栄養学) 【Bachelor of Nutrition】	家政関係	令和7年4月 第1年次	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号
	計	2	—	3年次 0 (10)		学士(栄養学) 【Bachelor of Nutrition】		令和7年4月 第3年次	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号
国際リベラルアーツ学部 【International College of Liberal Arts】	年	人	年次 人	人			年 月 第 年次		
国際リベラルアーツ学科 【International College of Liberal Arts】	4	80 (50)	—	340 (200)	学士(国際リベラルアーツ) 【Bachelor of International Liberal Arts】	文学関係	令和7年4月 第1年次	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号	
計	2	—	3年次 10 (0)		学士(国際リベラルアーツ) 【Bachelor of International Liberal Arts】		令和7年4月 第3年次	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号	
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)	山梨学院短期大学 保育科[定員減] (△20) (令和6年5月届出予定)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			

	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計		
		人	人	人	人	人	人	人
新	法学部法学科	16 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	1 (1)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	16 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	16 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (17)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	16 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (17)			
設	経営学部経営学科	11 (11)	3 (3)	5 (5)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	2 (2)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	3 (3)	5 (5)	0 (0)	19 (19)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	11 (11)	3 (3)	5 (5)	0 (0)	19 (19)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	11 (11)	3 (3)	5 (5)	0 (0)	19 (19)			
設	健康栄養学部管理栄養学科	4 (4)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	10 (10)	5 (5)	0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	10 (10)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	4 (4)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	10 (10)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	4 (4)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	10 (10)			
分	国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科	9 (9)	8 (8)	9 (9)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	8 (8)	9 (9)	0 (0)	26 (26)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	9 (9)	8 (8)	9 (9)	0 (0)	26 (26)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	9 (9)	8 (8)	9 (9)	0 (0)	26 (26)			
	計	40 (40)	15 (15)	17 (17)	0 (0)	72 (72)	5 (5)	3 (3)

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
11人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
15人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
6人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
8人

既	スポーツ科学部スポーツ科学科	10 (10)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	19 (19)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	10 (10)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	19 (19)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	10 (10)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	19 (19)		
共通教育センター	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)		
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)		
	グローバルラーニングセンター	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)		
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)		
	カレッジスポーツセンター	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数
12人

分	教職センター		1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)
	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	/	/
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)		
	c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）		1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)			
計		15 (15)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	45 (45)	
合 計		55 (55)	21 (21)	21 (21)	2 (2)	99 (99)	5 (5)	48 (48)	
職 種		専 属		そ の 他		計			
事 務 職 員		138 (138)		15 (15)		153 (153)			
技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
図 書 館 職 員		7 (7)		1 (1)		8 (8)			
そ の 他 の 職 員		9 (9)		0 (0)		9 (9)			
指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
計		154 (154)		16 (16)		170 (170)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	— m ²	80,789.04 m ²	— m ²		80,789.04 m ²			
	そ の 他	— m ²	146,725.83 m ²	— m ²		146,725.83 m ²			
	合 計	— m ²	227,514.87 m ²	— m ²		227,514.87 m ²			
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計				
	26,568.78 m ² (26,568.78 m ²)	15,361.41 m ² (15,361.41 m ²)	5,594.33 m ² (5,594.33 m ²)		47,524.52 m ² (47,524.52 m ²)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室	室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
		()	()	()	()	()	()		
		()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()		
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			
		m ²		m ²		m ²			

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	<small>※学生納付金は上から、「法学部及び経営学部」、「法学部及び経営学部の外国人留学生対象」、「健康栄養学部」、「国際リベラルアーツ学部」、「スポーツ科学部」。</small> <small>学生納付金の変更に伴う学期は令和6年5月届出予定</small>
	教員1人当り研究費等		430千円	430千円	430千円	430千円	—	—	
	共同研究費等		400千円	400千円	400千円	400千円	—	—	
	図書購入費	4,769千円	4,700千円	4,700千円	4,700千円	4,700千円	—	—	
	設備購入費	70,430千円	70,400千円	70,400千円	70,400千円	70,400千円	—	—	
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,496千円	1,496千円	1,496千円	1,496千円	—千円	—千円			
	1,696千円	1,596千円	1,546千円	1,496千円	—千円	—千円			
	1,496千円	1,496千円	1,496千円	1,496千円	—千円	—千円			
	1,796千円	1,796千円	1,796千円	1,796千円	—千円	—千円			
1,544千円	1,544千円	1,544千円	1,496千円	—千円	—千円				
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、手数料収入、等。							
大学等の名称	山梨学院大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
法学部	年	人	年次人	人		倍			
法学科	4	240	—	1,080	学士(法学)	1.14	昭和37年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	<small>※令和3年度入学定員増(30人)</small> <small>※令和4年度入学定員減(△20人)</small> <small>※令和5年度入学定員減(△20人)</small> <small>※令和6年度入学定員減(△20人)</small>
経営学部									
経営学科	4	330	—	1,270	学士(経営学)	1.26	昭和40年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	<small>※令和4年度入学定員増(20人)</small> <small>※令和6年度入学定員増(10人)</small>
健康栄養学部									
管理栄養学科	4	40	3年次10	180	学士(栄養学)	0.84	平成22年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	
国際リベラルアーツ学部									
国際リベラルアーツ学科	4	50	—	200	学士(国際リベラルアーツ)	1.15	平成27年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	
スポーツ科学部									
スポーツ科学科	4	200	—	730	学士(スポーツ科学)	1.19	平成28年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	<small>※令和3年度入学定員減(△30人)</small> <small>※令和5年度入学定員増(20人)</small> <small>※令和6年度入学定員増(10人)</small>
大学の名称	山梨学院大学大学院								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
社会科学研究科 公共政策専攻 (修士課程)	2年	20人	—	40	修士(公共政策)	0.57	平成7年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	

大 学 の 名 称	山梨学院短期大学							
学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
食物栄養科	2年	70人	—	150	短期大学士 (食物栄養学)	0.88	昭和23年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
保育科	2	130	—	280	短期大学士 (保育学)	0.85	昭和42年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
専攻科(保育専攻)	2	25	—	50	学士 (教育学)	1.00	平成14年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
附属施設の概要	名称：古屋記念堂(体育館) 所在地：山梨県甲府市酒折二丁目4番5号 設置年月：昭和43年3月 目的：実技を含む体育の授業等において、使用するため。 規模：4,264.00 m ²							

※令和6年度入学定員減(△10人)
 ※令和6年度入学定員減(△20)

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人C2C Global Education Japan 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山梨学院大学				山梨学院大学				
法学部				法学部				
法学科	240	-	960	法学科	<u>180</u>	-	<u>720</u>	入学定員変更 (△60)
経営学部				経営学部				
経営学科	330	-	1,320	経営学科	<u>360</u>	-	<u>1,440</u>	入学定員変更 (30)
健康栄養学部				健康栄養学部				
管理栄養学科	40	10	180	管理栄養学科	40	=	160	編入学定員変更 (△10)
国際リハビリアート学部				国際リハビリアート学部				
国際リハビリアート学科	50	-	200	国際リハビリアート学科	<u>80</u>	<u>10</u>	<u>340</u>	入学定員変更 (30) 編入学定員変更 (10)
スポーツ科学部				スポーツ科学部				
スポーツ科学科	200	-	800	スポーツ科学科	200	-	800	
計	860	10	3,460	計	<u>860</u>	<u>10</u>	<u>3,460</u>	
山梨学院大学大学院				山梨学院大学大学院				
社会科学研究科 公共政策専攻 (M)	20	-	40	社会科学研究科 公共政策専攻 (M)	20	-	40	
計	20	-	40	計	20	-	40	
山梨学院短期大学				山梨学院短期大学				
食物栄養科	70	-	140	食物栄養科	70	-	140	
保育科	130	-	260	保育科	<u>110</u>	-	<u>220</u>	入学定員変更 (△20)
計	200	-	400	計	<u>180</u>	-	<u>360</u>	
山梨学院短期大学 (専攻科)				山梨学院短期大学 (専攻科)				
専攻科 (保育専攻)	25	-	50	専攻科 (保育専攻)	25	-	50	
計	25	-	50	計	25	-	50	